

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十号

奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を改正する規則

(奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部改正)

第一条 奈良県行政財産使用料条例施行規則(昭和三十九年三月奈良県規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表の一第九十九号中「千六百四十円」を「千八百五十円」に改め、同表の一第百三十九号中「X線構造解析システム」を「多目的X線解析装置」に改め、同表の一第百九十三号を同表の一第二百六号とし、同表の一第百九十二号の次に次の十三号を加える。

193	三Dスキャナ	一台一日につき	九千二百十円
194	三Dスキャナ	一台一時間につき	千七百七十円
195	CADコンピュータ	〃	九百四十円
196	切削加工機	一台一日につき	一万五百八十円
197	切削加工機	一台一時間につき	二千三十円
198	高性能コンピュータ	一台一日につき	一万六百五十円
199	高性能コンピュータ	一台一時間につき	二千十円
200	三六〇度三Dカメラ	一台一日につき	七千八百三十円
201	三六〇度三Dカメラ	一台一時間につき	千五百十円
202	双腕ロボット	一台一日につき	九千五百八十円
203	双腕ロボット	一台一時間につき	千八百五十円
204	光硬化型三Dプリンタ	一台一日につき	七千七百四十円
205	光硬化型三Dプリンタ	一台一時間につき	千四百九十円

第二条 奈良県行政財産使用料条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表の一第一号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第二号中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、同表の一第三号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第五号から第七号までの規定中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の一第八号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一

第九号中「二千五十円」を「二千八十円」に改め、同表の一第十号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第十一号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第十二号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の一第十三号中「一万六百元」を「一万七百元」に改め、同表の一第十四号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の一第十五号中「四千四百円」を「四千四百八十円」に改め、同表の一第十六号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の一第十七号及び第十八号中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、同表の一第十九号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第二十号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の一第二十一号中「二千六十円」を「二千二百円」に改め、同表の一第二十二号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第二十三号中「千三百円」を「千五百円」に改め、同表の一第二十四号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第二十五号中「二千六百七十円」を「二千七百七十円」に改め、同表の一第二十六号中「三千百元」を「三千五百円」に改め、同表の一第二十七号中「六千二百円」を「六千三百円」に改め、同表の一第二十八号中「六千七百円」を「六千八百二十円」に改め、同表の一第二十九号中「四千五百円」を「四千五百八十円」に改め、同表の一第三十号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第三十一号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第三十二号中「二千三百六十円」を「二千四百円」に改め、同表の一第三十三号中「二千二百六十円」を「二千三百円」に改め、同表の一第三十四号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第三十五号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第三十六号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第三十七号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の一第三十八号中「二千二百六十円」を「二千三百円」に改め、同表の一第三十九号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第四十号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第四十一号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第四十二号中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の一第四十三号及び第四十四号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第四十五号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第四十六号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第四十七号中「二千六十円」を「二千二百円」に改め、同表の一第四十八号中「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に改め、同表の一第四十九号及び第五

十号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第五十一号中「三千八十円」を「三千百三十円」に改め、同表の一第五十二号中「千九百五十円」を「千九百八十円」に改め、同表の一第五十三号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第五十四号中「二千五十円」を「二千八十円」に改め、同表の一第五十五号中「三千三百九十円」を「三千四百五十円」に改め、同表の一第五十六号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第五十七号及び第五十八号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第五十九号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第六十号中「四千七百円」を「四千七百八十円」に改め、同表の一第六十一号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第六十二号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第六十三号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第六十四号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第六十五号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第六十六号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第六十七号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第六十八号及び第六十九号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第七十号中「二千五十円」を「二千八十円」に改め、同表の一第七十一号中「五千七百円」を「五千八百円」に改め、同表の一第七十二号中「二千九百八十円」を「三千三十円」に改め、同表の一第七十三号中「三千百八十円」を「三千二百三十円」に改め、同表の一第七十四号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第七十五号及び第七十六号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第七十七号中「二千四百六十円」を「二千五百円」に改め、同表の一第七十八号中「四千四百円」を「四千四百八十円」に改め、同表の一第七十九号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第八十号中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の一第八十一号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の一第八十二号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第八十三号中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の一第八十四号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第八十五号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第八十六号中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の一第八十七号及び第八十八号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の一第八十九号中「千百三十円」を「千百五十円」に改め、同表の一第九十号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、

同表の一第九十一号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第九十二号中「二千三百六十円」を「二千四百円」に改め、同表の一第九十三号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第九十四号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第九十五号中「二千三百六十円」を「二千四百円」に改め、同表の一第九十六号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、同表の一第九十七号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第九十八号中「五千七百六十円」を「五千八百六十円」に改め、同表の一第九十九号中「千六百四十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第百号中「千四百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百二号中「八千五百三十円」を「八千六百八十円」に改め、同表の一第百三号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百四号中「一万二千二百円」を「一万二千四百二十円」に改め、同表の一第百五号から第百七号までの規定中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第百八号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第百九号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第百十号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第百十一号中「二千四百六十円」を「二千五百円」に改め、同表の一第百十二号中「五千円」を「五千九十円」に改め、同表の一第百十三号及び第百十四号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百十五号中「二千六百七十円」を「二千七百十円」に改め、同表の一第百十六号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第百十七号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第百十八号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第百十九号及び第百二十号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第百二十一号中「五千八十円」を「五千九十円」に改め、同表の一第百二十二号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第百二十三号中「四千円」を「四千七十円」に改め、同表の一第百二十四号中「二千六百七十円」を「二千七百十円」に改め、同表の一第百二十五号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百二十六号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、同表の一第百二十七号中「二千二百六十円」を「二千三百円」に改め、同表の一第百二十八号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百二十九号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第百三十号中「千七百十円」を「千七百四十円」に

改め、同表の一第百三十一号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第百三十二号及び第百三十三号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第百三十四号中「二千九百六十円」を「三千十円」に改め、同表の一第百三十五号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百三十六号中「二百六十円」を「二千二百円」に改め、同表の一第百三十七号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第百三十八号中「二千三百六十円」を「二千四百円」に改め、同表の一第百三十九号中「七千八十円」を「七千九百五十円」に改め、同表の一第百四十号中「四千三百二十円」を「四千四百円」に改め、同表の一第百四十一号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、同表の一第百四十二号中「二千五十円」を「二千八十円」に改め、同表の一第百四十三号中「二千八百八十円」を「二千九百三十円」に改め、同表の一第百四十四号及び第百四十五号中「四千五百二十円」を「四千六百円」に改め、同表の一第百四十六号中「三千円」を「三千五百円」に改め、同表の一第百四十七号中「千九百六十円」を「千九百九十円」に改め、同表の一第百四十八号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第百四十九号中「千六百七十円」を「千七百四十円」に改め、同表の一第百五十号中「千六百四十円」を「千六百七十円」に改め、同表の一第百五十一号及び第百五十二号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第百五十三号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第百五十四号中「千五百四十円」を「千五百六十円」に改め、同表の一第百五十五号及び第百五十六号中「二千三百六十円」を「二千四百円」に改め、同表の一第百五十七号から第百六十一号までの規定中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第百六十二号及び第百六十三号中「二千六十円」を「二千二百円」に改め、同表の一第百六十四号中「三千百八十円」を「三千二百三十円」に改め、同表の一第百六十五号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に改め、同表の一第百六十六号中「六千三百七十円」を「六千四百八十円」に改め、同表の一第百六十七号中「五千九百六十円」を「六千七十円」に改め、同表の一第百六十八号中「二万千八百円」を「二万二千二百円」に改め、同表の一第百七十号中「千六十九号中「二千四百六十円」を「二千五百円」に改め、同表の一第百七十一号中「千七百四十円」を「千七百七十円」に改め、同表の一第百七十二号中「四千七百三十円」を「四千八百八十円」に改め、同表の一第百七十三号中「二千五百七十円」を「二千六百十円」に

改め、同表の一第百七十四号中「千三百三十円」を「千三百五十円」に改め、同表の一第百七十五号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の一第百七十六号中「千五百円」を「千五百二十円」に改め、同表の一第百七十七号中「千八百円」を「千八百三十円」に改め、同表の一第百七十八号中「千九百円」を「千九百三十円」に改め、同表の一第百七十九号中「千五百円」を「千五百二十円」に改め、同表の一第百八十号中「千四百円」を「千四百二十円」に改め、同表の一第百八十一号中「千九百円」を「千九百三十円」に改め、同表の一第百八十二号中「五千百円」を「五千九百円」に改め、同表の一第百八十三号中「千五百円」を「千五百二十円」に改め、同表の一第百八十四号中「千九百円」を「千九百三十円」に改め、同表の一第百八十五号中「千八百円」を「千八百三十円」に改め、同表の一第百八十六号中「二千百円」を「二千百三十円」に改め、同表の一第百八十七号中「千六百円」を「千六百二十円」に改め、同表の一第百八十八号中「二千九十円」を「二千百二十円」に改め、同表の一第百八十九号中「千六百五十円」を「千六百八十円」に改め、同表の一第百九十号中「千四百九十円」を「千五百十円」に改め、同表の一第百九十一号中「八千六百七十円」を「八千八百三十円」に改め、同表の一第百九十二号中「千七百三十円」を「千七百六十円」に改め、同表の一第百九十三号中「九千二百十円」を「九千三百八十円」に改め、同表の一第百九十四号中「千七百七十円」を「千八百円」に改め、同表の一第百九十五号中「九百四十円」を「九百五十円」に改め、同表の一第百九十六号中「一万五百八十円」を「一万七百七十円」に改め、同表の一第百九十七号中「二千三十円」を「二千六十円」に改め、同表の一第百九十八号中「一万六百五十円」を「一万八百四十円」に改め、同表の一第百九十九号中「二千十円」を「二千四十円」に改め、同表の一第百二十号中「七千八百三十円」を「七千九百七十円」に改め、同表の一第百二十一号中「千五百十円」を「千五百三十円」に改め、同表の一第百二十二号中「九千五百八十円」を「九千七百五十円」に改め、同表の一第百二十三号中「千八百五十円」を「千八百八十円」に改め、同表の一第百二十四号中「七千七百四十円」を「七千八百八十円」に改め、同表の一第百二十五号中「千四百九十円」を「千五百十円」に改める。

別表の二第一号中「二千百六十円」を「二千二百円」に改め、同表の二第二号中「千二百三十円」を「千二百五十円」に改め、同表の二第三号及び第四号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第五号中「八百二十円」を「八百三十円」に

改め、同表の二第六号及び第七号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第八号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の二第九号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第十号中「二千八百八十円」を「二千九百三十円」に改め、同表の二第十一号中「二千四百六十円」を「二千五百円」に改め、同表の二第十三号中「二千二百六十円」を「二千三百円」に改め、同表の二第十四号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の二第十五号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第十六号中「七百二十円」を「七百三十円」に改め、同表の二第十七号及び第十八号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の二第十九号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第二十号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の二第二十一号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の二第二十三号中「二千六十円」を「二千二百円」に改め、同表の二第二十四号中「三千三百九十円」を「三千四百五十円」に改め、同表の二第二十五号から第二十九号までの規定中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第三十号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の二第三十一号及び第三十二号中「八百二十円」を「八百三十円」に改め、同表の二第三十三号中「五千六百五十円」を「五千七百五十円」に改め、同表の二第三十四号中「二千四百六十円」を「二千五百円」に改め、同表の二第三十五号から第三十七号まで及び第四十号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同表の二第四十一号中「千三百三十円」を「千五百円」に改め、同表の二第四十二号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の二第四十三号中「二千五百円」を「二千八十円」に改め、同表の二第四十四号中「千二十円」を「千三十円」に改め、同表の二第四十五号中「千四百四十円」を「千四百六十円」に改め、同表の二第四十六号中「四千十円」を「四千八十円」に改め、同表の二第四十七号中「二千五百円」を「二千八十円」に改める。

別表の三中「四千六百二十円」を「四千七百円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則中第一条の規定は平成三十一年四月一日から、第二条及び次項の規定は同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第二条の規定の施行の際現に地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三

十八条の四第七項の規定により使用の許可を受けている者の当該使用に係る使用料の額については、なお従前の例による。